

## 教科目名 法学概説 (Law)

学科名・学年 : 全学科 4年 (教育プログラム 第1学年 ○科目)

単位数など : 選択必修 2単位 (前期1コマ, 後期1コマ, 授業時間 46.5時間)

担当教員 : 山崎栄一

授業の概要			
「社会あるところに法あり」という諺があるように、われわれの生活は、常に何らかの形で法による規律を受けている。したがって、法律の知識の会得は現代社会に住んでいるわれわれにとって必要不可欠である。本講義は、法律の中でもっとも身近な存在である「民法」を中心に紹介していく。			
達成目標と評価方法		大分高専目標(A1), JABEE 目標(a)	
(1) 民法の基本的な考え方を理解することができる。(定期試験)			
(2) 日常生活の現象を法的な視点で捉えることができる。(定期試験)			
(3) 契約社会におけるサバイバル技術を身につけることができる。(定期試験)			
(4) 各種資格試験に必要な法学の基礎知識を身につけることができる。(定期試験)			
回	授 業 項 目	内 容	理解度の自己点検
1	法とは何か	○法システムのなかで民法がどのような位置を占めているかを理解できる。 ○民法の基本的な考え方を理解できる。 ○家族法の基本構造を理解できる。	【理解の度合い】
2	裁判とは何か		
3	民法とその基本原理		
4	家族法概説		
5	婚姻・離婚・内縁		
6	親子・扶養		
7	相続・遺言		
8	まとめ		
9	前期中間試験		【試験の点数】 点
10	前期中間試験の解答と解説 権利と義務	○権利と義務という法関係を理解できる。 ○契約の成立から終了までの流れを理解できる。 ○制限能力者制度の基本的な考え方を理解できる。 ○意思表示の重要性を理解できる。	【理解の度合い】
11	契約の成立と効果		
12	制限行為能力者の保護 (1)		
13	制限行為能力者の保護 (2)		
14	意思表示の瑕疵		
15	前期期末試験		【試験の点数】 点
	前期期末試験の解答と解説		
16	法人・代理・時効	○民法の主体としての人・法人の形態を理解できる。 ○代理・時効の内容を理解できる。 ○契約の具体的な内容を理解できる。 ○契約以外の債権・債務発生要件を理解できる。	【理解の度合い】
17	契約の種類 (1)		
18	契約の種類 (2)		
19	事務管理・不当利得		
20	不法行為 (1)		
21	不法行為 (2)		
22	まとめ		
23	後期中間試験		【試験の点数】 点
24	後期中間試験の解答と解説 債権の消滅	○契約が実現されなかった場合の対処方法を考えることができる。 ○債権の保全の方法を考えることができる。 ○裁判員制度を理解できる。	【理解の度合い】
25	契約の履行と債務不履行		
26	危険負担・担保責任		
27	裁判員制度 (1)		
28	裁判員制度 (2)		
29	まとめ		
30	後期期末試験		【試験の点数】 点
	後期期末試験の解答と解説		
履修上の注意		私語は厳禁。	【総合達成度】
教科書	尾崎哲夫, 『ものすごくわかりやすい民法の授業』, 自由国民社。		
参考図書	必要に応じて, 講義中に紹介する。		
自学上の注意	受講後には, テキストならびにノートに記載した内容を復習すること。		
関連科目	現代社会, 政治経済。		
総合評価	達成目標の(1)~(4)について4回の試験で評価する。 総合評価が60点以上を合格とする。再試験は, 年度末の再試験期間に1回のみ実施する。再試験の受験資格は, 総合評価が45点以上の者に与える。		